

○学校法人常磐大学学術大会等開催規程

2006年 8 月30日

常任理事会

改正 2012年 2 月29日

2013年 9 月18日

2015年 3 月11日

(趣旨)

第1条 常磐大学大学院、常磐大学または常磐短期大学（以下、「本学」という。）が幹事校として、国内外の学術団体（以下、「学会等」という。）が主催するシンポジウム、学術大会、研究会などの学術的会合（以下、「学術大会等」という。）を開催する場合の基準および手続については、この規程の定めるところによる。

(開催の条件)

第2条 本学において学術大会等を開催するためには、原則として、次の各号の条件を満たしていなければならない。

- 1 本学の教育研究上有益と認められること。
 - 2 本学の専任職員が当該学術大会等開催のための責任者またはそれに準ずる立場の者（以下「責任者」という。）であること。
 - 3 学術大会等の全部または一部が、学校法人常磐大学の施設を利用して開催されること。
 - 4 すべてのプログラムが当該学会等の責任において行われること。
- ② 前項の条件の一部が満たされない場合であっても、常任理事会において、その開催が本学の教育研究上きわめて有意義であると判断されたときは、この規程による開催を認めることがある。

(開催の申請)

第3条 本学において学術大会等を開催しようとする者は、所定の申請書に関係書類（当該学会等からの開催依頼状、学術大会計画書など）を添付し、当該学術大会等開催の6ヶ月前までに学事センター（以下「センター」という。）を通じて理事長に提出しなければならない。

- ② 6ヶ月前までに前項の申請ができなかった場合であっても、その遅れたことについての特別な事由が認められる場合には、申請を受け付けることがある。

(審査委員会)

第4条 学術大会等開催の申請があった場合には、開催を認めるか否かの審査を行う機関として、常任理事会の下に学術大会等開催審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

② 審査委員会の構成員は若干名とし、常任理事会において選任する。

③ 審査委員会の委員長は、教育担当常任理事が当たる。

(審査結果の通知)

第5条 前項の手続により、審査委員会において第2条の開催の条件を満たすもの判断された場合には、教育担当常任理事は、教学会議および常任理事会にその報告をし、教学会議で承認されたものについて、常任理事会において開催の諾否を決定する。

② 前項により決定された学術大会等開催の諾否については、センターが書面により申請者に通知する。

③ センターは、開催が承認された学術大会等について、適切な方法により、職員および学生に周知する。

(経費の免除または補助)

第6条 常任理事会において承認された学術大会等には、次の経費の一部または全部を免除または補助する。

- 1 施設および設備の利用経費
- 2 光熱水費
- 3 その他、開催を容易にするための経費

② 前項の免除または補助すべき経費については、予算編成会議において基準額を定める。

(原状回復)

第7条 本学で学術大会等を開催した場合、責任者は、学術大会等の終了後直ちに、利用した施設・設備等を原状に復して返還しなければならない。

② 責任者は、施設・設備等の使用後に、施設設備課またはその委任を受けた部署の長に原状回復の報告をし、原状回復がなされたことの確認を得なければならない。

(終了報告)

第8条 責任者は、学術大会等が終了した後、速やかに、終了報告書をセンターを通じて理事長に提出しなければならない。

(本学主催の学術大会)

第9条 本学が主催者となって学術大会等を開催する場合の手続については、別に定める。

(準用)

第10条 学校法人常磐大学が設置する本学以外の学校が学術大会等を開催する場合には、この規程を準用する。

附 則

- 1 この規程の改廃には、常任理事会構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 2 この全面改定規程は、2012年3月1日より施行する。
- 3 この規程の改正条項は、2013年9月18日から施行し、2013年9月5日に遡及して適用

する。

- 4 この規程の改正条項は、2015年3月11日から施行し、2015年3月1日に遡及して適用する。